平成２４年（フ）第８６９号
東京都八王子市北野町525番地15第３田代ハイツ101号
債務者　坂ノ上辰郎
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７０号
東京都八王子市北野町525番地15第３田代ハイツ101号
債務者　坂ノ上美代子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０２号
東京都調布市下石原２丁目56番地４石黒荘202
債務者　熊田　英樹
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
熊本県天草市今釜町７番27号　今釜団地３号室
債務者　舩田　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３６６号
静岡県浜松市中区上島１丁目14番11号
債務者　杉山　朋英
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中区上島１丁目14番11号
債務者　杉山希枝子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
栃木県宇都宮市さつき３丁目19番６号、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目３番９号　タカセハイツ110号
債務者　山本　直行
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４号
熊本県阿蘇市赤水1089番地
債務者　森本さわ子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第４９号
熊本県八代市泉町下岳1491番地
債務者　立岩　克江
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４５６号
静岡市葵区春日３丁目３番10号　静岡市ワーク春日福祉住宅５号室
債務者　伊藤　明浩
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７６号
福岡県糸島市高田５丁目12番３―705号
破産者　有田　常人
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６４号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目15番地６
破産者　田中　康也
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２号
秋田県能代市真壁地字トトメキ沢265番地２
破産者　渡部かほる
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第９号
秋田県能代市二ツ井町飛根字町頭16番地４
破産者　山谷　信行
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１０号
秋田県山本郡八峰町峰浜畑谷字川端110番地
破産者　佐藤　重雄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第７７４号
福岡市城南区梅林１丁目６番８号
破産者　井上　直樹
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６００号
北海道恵庭市島松本町１丁目１番12号
破産者　加藤　勇城
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部